

税務相談室

親族に支払う対価と資産損失

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 父から土地を借りて、私名義の診療所を建て開業しようと考えています。父には世間相場並の地代を支払うつもりですが、この地代は全額必要経費となりますか。
2. 父の診療所廃業の後を受けて、父の診療所を使って、私が診療を行ってきましたが、このほど、近所の火災の類焼により診療所が全焼してしまいました。この損失はどのように取り扱われますか。なお、私と父は生計を一にしています。

回答①

事業の用に供するために賃借した資産の使用料は、通常は事業所得の必要経費になりますが、父親など親族が所有する資産を事業のために使用したことによってその親族に支払う使用料については、次のとおり取り扱われることになります。

- 1) 生計を一にする親族に支払う使用料については、事業の必要経費に算入されません。

その反面、その親族があなたから支払を受ける使用料収入はないものとみなされ、また、その資産について生じた費用（例えば、固定資産税・減価償却費など）は、あなたの所得を計算する上で必要経費に算入することになります。

- 2) 生計を一にしていない親族に支払う使用料については、一般の使用料と同様に取り扱われます。

したがって、支払った使用料は事業の必要経費となり、一方、その使用料はその親族の所得となり課税されます。

回答②

生計を一にする親族が所有する資産を事業のために使用し、その対価を支払っても必要経費に算入できない代わりに、その資産に係る費用が、必要経費に算入できることとなりますが、この場合、必要経費に算入できる金額には、その資産について生じた損失の金額も含まれます。

すなわち、青色申告者であるか白色申告者であるかに関係なく、事業を営んでいる人が自分と生計を一にしている親族が所有している固定資産や繰延資産をその事業に使用している場合に、その資産について取壊し、除去、滅失その他の事由によって、損失が生じた場合にはその損失の金額（保険金・損害賠償金等によって補てんされる部分の金額や資産の譲渡に関連して生じたものは除きます）は、その損失の金額について雑損控除の適用を受ける場合を除いて、損失の生じた年分の必要経費に算入することができます。

したがって、ご質問の場合は、父親所有の診療所の火災による損失について、次に示す算式で計算した金額を必要経費に算入することができます。

資産損失の金額＝（被災等直前の未償却残高）

－ {（被災直後の時価＋発生資材の時価）}

－（保険金・損害賠償金等）

「生計を一にする」の意義とは次の通りです

「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることが条件ではないから、次のような場合には、それぞれによる。

- 1) 勤務・修学・療養等の都合上、他の親族と日常起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときには、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常起居を共にしていない親族が、勤務・修学等の余暇には、当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合。

ロ これらの親族間において、常に生活費・学資金・療養費等の送金が行われている場合。

- 2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

お知らせ

平成20年度分確定申告並びに贈与税の申告について

◇医業経営・福利厚生部◇

本年も本格的な確定申告期を迎える時期となり、所得税及び消費税の確定申告並びに贈与税の申告に向け、申告書の期限内納付が行われますよう、ご協力を賜りたくお願いいたします。

※申告書様式は国税庁ホームページ[<http://www.nta.gp.jp>]に掲載されています「確定申告書等作成コーナー」及び納税システム（e-Tax）をご活用ください。